

神奈川県地震災害対策推進条例（仮称）の基本的考え方について

1 経緯

- 県は、地震災害対策に係る課題の検証と今後の対策について検討を行うため、平成23年6月に有識者による県地震災害対策検証委員会を設置し、平成24年3月に報告を受けた。報告では、本県において重点的に取り組む地震災害対策が示されるとともに、地震災害対策の継続性を確保するための条例制定を検討すべきとの提案がなされた。
- 県は、同報告で示された地震災害対策等をもとに、平成24年4月に神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）を修正した。
- また、条例制定については、平成24年第2回定例会（6月）において、知事が具体的な検討を進める旨の答弁をした。

2 制定の趣旨

県は、県民及び事業者等と協働し、神奈川県地域防災計画に位置づけた対策を推進していくため、地震災害対策の基本的事項を条例として定め、地震災害対策の継続性の確保、及び県民や事業者による自助・共助の取組の促進を図る。

3 条例骨子案の考え方

- 条例には、「目的」、「基本理念」、「県や県民、事業者の責務」、「基本的な対策」を簡潔な構成で分かりやすく規定する。
- 「基本的な対策」は、公助を担う県等、及び自助・共助を担う県民や事業者等が、それぞれの役割のもとで、協働で取り組むべき対策を規定する。

4 条例骨子案

別記のとおり

5 今後のスケジュール

- 8月 県民意見反映手続の実施（8月下旬から9月下旬）
- 9月 第3回定例会に条例素案を報告
- 11月 第3回定例会に条例議案を提出

「神奈川県地震災害対策推進条例（仮称）」骨子案

1 目的

地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震災害対策について、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、地震災害対策に関する基本的な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が協働して取組を進め、県民が安全で安心して暮らすことができる地震災害に強い社会の実現をめざす。

2 定義

- (1) 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに地震災害からの復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 地震災害対策 地震防災のために行う取組のことをいう。
- (4) 防災関係機関 公共機関（電気、ガス、輸送、通信、放送事業を営む法人等）、公共的団体（農林水産業、商工業の団体等）及び防災上重要な施設の管理者（医療施設、社会福祉施設の管理者等）をいう。

3 基本理念

- (1) 地震災害対策は、県民の生命を守ることを基本に、人的・経済的被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき実施する。
- (2) 地震災害対策は、「自助」、「共助」、「公助」を基本に、各々の主体が役割を果たすとともに、協働して取り組む。
- (3) 地震災害対策は、本県の自然的・社会的条件を考慮するとともに、男女双方の視点や、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等）などの多様な視点に配慮し、実施する。

4 責務

県、県民及び事業者の責務として、次の項目を定める。

(1) 県の責務

- ア 本県における地震災害対策を総合的、計画的に推進
- イ 市町村との緊密な連携、協力体制の確保
- ウ 国との緊密な連携、協力体制の確保
- エ 防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織及びボランティア団体との連携
- オ 地震に関する観測、調査及び研究の実施、その成果の地震災害対策への反映
- カ 地震災害発生時における迅速かつ円滑な市町村間の相互応援のための体制整備
- キ 他の都道府県等からの応援活動が円滑に実施されるための連携体制の整備
- ク 条例の基本理念に基づく神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の策定、その着実な推進、進行管理

(2) 県民の責務

- ア 県民自らによる地震災害対策の実施
- イ 地域における相互の連携、協力による地震防災活動の実施
- ウ 県、市町村、国及び防災関係機関が相互の役割分担及び連携に基づき実施する地震災害対策、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動への協力

(3) 事業者の責務

- ア 従業員、来所者及び地域住民の安全確保のための地震災害対策の実施
- イ 地震災害発生時における事業継続を可能とする体制整備
- ウ 県、市町村、国及び防災関係機関が相互の役割分担及び連携に基づき実施する地震災害対策、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動への協力

5 基本的な対策

(1) 地震災害に強いまちづくりの推進

- ア 県は、市町村、国、防災関係機関等と連携し、地震防災に配慮した計画的な土地利用、公共施設の耐震化等を通じて、地震災害に強いまちづくりを推進する。
- イ 県民は、建築物等の耐震化、家具の転倒防止対策等に努める。
- ウ 事業者は、事業所の施設及び設備の耐震化に努める。

(2) 地震防災に関する知識の普及

- ア 県は、市町村等と連携し、地震防災に関する知識の普及、意識の向上を図る。
- イ 県は、地震災害に関する調査等を基に、地震災害を回避するための情報を整備し、県民にわかりやすく提供する。
- ウ 県は、市町村等と連携し、地震防災に関する教育の推進を図る。
- エ 県民は、地震防災に関する知識の習得に努める。
- オ 事業者は、従業員の地震防災に関する知識の普及に努める。

(3) 地震災害対策に係る物資、資機材等の整備

- ア 県は、県内外からの広域的な応援活動に備え、応援活動用資機材を整備する。
- イ 県は、市町村、国、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水等の供給体制の確保を図る。
- ウ 県民は、食料、飲料水等の備蓄に努める。
- エ 事業者は、食料、飲料水等の備蓄、消火等に必要な資機材の整備、事業継続に必要な対策の推進に努める。

(4) 自主防災活動及びボランティア活動の充実

- ア 県は、自主防災組織及びボランティア団体による地震防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携し、人材育成や活動支援を行う。
- イ 県民は、自主防災組織又はボランティア団体による地震防災活動への積極的な参画に努める。
- ウ 事業者は、地域の住民、自主防災組織又はボランティア団体と連携し、地域における地震防災活動に参加するための体制整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

- ア 県は、市町村、国、自主防災組織、防災関係機関等と連携し、防災訓練を実施する。
- イ 県民は、県、市町村、自主防災組織等が行う防災訓練への参加に努める。
- ウ 事業者は、地震発生時に従業員のとるべき行動を明確にするとともに、従業員の防災訓練の実施に努める。
- エ 事業者は、県、市町村、自主防災組織等が行う防災訓練への参加に努める。

(6) 避難対策

- ア 県は、市町村等と連携し、迅速な地震災害に関する情報の提供体制の整備、避難路や避難場所の確保等を行う。
- イ 県民は、避難路、避難場所及び家族との連絡体制の確認等の地震災害発生時にとるべき行動の確認に努める。
- ウ 県民は、地震発生時には、地震災害に関する情報に留意し、自ら状況に応じて的確に避難するよう努める。
- エ 事業者は、地震発生時には、地震災害に関する情報に留意し、従業員等の安全確保のための措置を講じるとともに、地域の住民、自主防災組織等と連携し、地震災害情報の受伝達、避難誘導に努める。

(7) 津波対策

- ア 県は、沿岸地域の市町等と連携し、海岸保全施設等の整備、津波避難施設の確保、津波に関する情報提供体制の整備等を行う。
- イ 沿岸地域の県民は、地震による強い又は長いゆれを感じたときは、津波による浸水のおそれがない場所まで、自ら迅速に避難するよう努める。
- ウ 沿岸地域の事業者は、地震による強い又は長いゆれを感じたときは、従業員等を津波による浸水のおそれがない場所まで、迅速に避難誘導するよう努める。

(8) 災害応急対策

- ア 県は、地震災害発生時には、市町村、国、防災関係機関等と連携し、災害応急対策を実施するための体制を速やかに確立し、対策を的確に実施する。
- イ 県民は、地震災害発生時には、自らの安全を確保した上で、相互に協力し、初期消火、救助救出等の実施に努める。
- ウ 事業者は、地震災害発生時には、従業員の安全確保を図った上で、地域の住民、自主防災組織等と連携し、消火、救助救出等に努める。

(9) 帰宅困難者対策

- ア 県は、帰宅困難者の一斉徒歩帰宅等による二次災害の発生を防止するため、市町村等と連携し、一斉帰宅の抑制の周知、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保等を行う。
- イ 県は、地震災害発生時には、市町村、防災関係機関等と連携し、地震災害や交通に関する適切な情報提供等を行う。
- ウ 県民は、地震災害発生時には、むやみに移動を開始しないよう努める。

エ 事業者は、地震災害発生時には、施設の安全性等を確認の上、必要な措置を講じることにより、従業員等の一斉帰宅の抑制に努める。

(10) 復旧及び復興対策

ア 県は、市町村、国、防災関係機関等と連携し、復旧及び復興対策を実施するため、必要な体制を速やかに確立し、対策を的確に実施する。

イ 県民は、相互に助け合い、自らの生活の再建に努める。

ウ 事業者は、事業継続又は事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

参 考

「神奈川県地震災害対策推進条例(仮称)」の位置付け

災害対策基本法

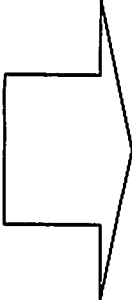
国全体の災害対策の基本を定める。

- 防災に関する各主体（国、指定公共機関、都道府県、市町村、住民）の責務
- 防災に関する組織（中央防災会議、地方防災会議）
- 災害予防、災害応急対策、災害復旧の基本的事項
- 防災計画の策定
 - ・ 国が策定する防災基本計画
 - ・ 都道府県、市町村が策定する地域防災計画

条例制定により、県・県民・事業者等の協働による地震災害対策の一層の推進をめざす。

神奈川県地震災害対策推進条例（仮称）

- 制定の趣旨
 - ・ 県民及び事業者等と協働し、神奈川県地域防災計画に位置づけた対策を推進
 - ・ 地震災害対策の継続性の確保
 - ・ 県民、事業者の自助・共助の取組の促進
- 骨子案の考え方
 - ・ 「基本理念」、「県・県民・事業者の責務」、「基本的な対策」など、地震災害対策の基本的事項を簡潔に分かりやすく規定
 - ・ 「基本的な対策」は、県、県民、事業者が協働で取り組むべき対策を規定



神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）

県、市町村、指定公共機関等が実施する具体的対策を定める。

- 都市の安全性の向上
- 災害時応急活動事前対策の充実
- 災害時の応急活動対策
- 復旧・復興対策

「神奈川県地震災害対策推進条例（仮称）」母子案の概要

項 目	内 容
目 的	地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県、県民、事業者等が協働して取組を進め、県民が安全で安心して暮らすことができる地震災害に強い社会の実現をめざす。
定 義	地震災害、地震防災などを定義付け
基本理念	(1) 県民の生命を守ることを基本に、「減災」の考え方に基づき対策を実施 (2) 「自助」「共助」「公助」を基本に、各主体が協働して対策に取り組む (3) 本県の自然的・社会的条件を考慮。男女や災害時要援護者の視点に配慮
責 務	(1) 県 地震災害対策の総合的、計画的な推進 市町村、国、県民、事業者等との連携 市町村間の連携、他都道府県等との連携体制整備 基本理念に基づく地域防災計画の策定、推進と進行管理 (2) 県 民 自らによる地震災害対策の実施 地域における相互の連携・協力 県、市町村、自主防災組織等への協力 (3) 事業者 従業員、来所者、地域住民の安全確保 事業継続の体制整備 県、市町村、自主防災組織等への協力
基本的な 対 策	(1) 地震災害に強いまちづくりの推進 (2) 地震防災に関する知識の普及 (3) 地震災害対策に係る物資、資機材等の整備 (4) 自主防災活動及びボランティア活動の充実 (5) 防災訓練の実施 (6) 避難対策 (7) 津波対策 (8) 災害応急対策 (9) 帰宅困難者対策 (10) 復旧及び復興対策